

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

短期給付制度の改正について (通知)

地方公務員等共済組合法等の一部改正により、公立学校共済組合の短期給付制度が下記のとおり改正されましたので、貴所属所の組合員へ周知をお願いします。

記

1 育児休業手当金の給付割合の引上げ等について

育児休業手当金に係る給付水準は、雇用保険法に定める育児休業給付金に準じて定められているところであるが、雇用保険法の一部改正に伴い、地方公務員等共済組合法が改正され、給料日額の100分の50を支給することとされている給付割合(暫定措置)が、平成26年4月1日以降に育児休業を開始した者については、育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間は、給料日額の100分の67へ引き上げられ、併せて当該期間の給付上限日額も13,001円へ引き上げられた。

なお、平成26年3月31日以前に育児休業を開始した者については、従前の取扱いによることとされた。

| 区 分                         |                                   | 給付割合    | 給付上限日額  |
|-----------------------------|-----------------------------------|---------|---------|
| 平成26年3月31日以前に育児休業を開始した者(注1) |                                   | 100分の50 | 9,702円  |
| 平成26年4月1日以降に育児休業を開始した者      | 育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間(注2) | 100分の67 | 13,001円 |
|                             | 181日以降の期間                         | 100分の50 | 9,702円  |

(注1) 平成26年3月31日以前に育児休業を開始し、一度復職したのち、同一子に係る育児休業を再度取得した者を含む。

(注2) 育児休業を取得した期間が通算して180日に達するまでの期間のうち、週休日を除く休業日数について育児休業手金を支給する(給付割合の適用例については別紙参照)。

【参考】育児休業手当金の計算式

給付額 = 給料日額 × 給付割合 × 1.25 (特別職は1) × 休業日数 (週休日を除く。)

※1 給料日額 (10円未満四捨五入) = 給料月額 × 1 / 22

2 給付日額 (上記計算式の下線部分、1円未満切捨て) が、給付上限日額を超えるときは、給付上限日額に休業日数を乗じて得た額を支給する。

2 調剤合算による一部負担金払戻金等の支給について

近年、医薬分業が進み、療養者が医療機関で受診して、同一傷病についてその医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で薬を購入した場合は、医療機関及び調剤薬局においてそれぞれ自己負担額を支払うことが一般的となっている。

当共済組合では、従来、歴月単位で医療機関が作成した診療報酬明細書及び調剤薬局が作成した調剤報酬明細書を基に別個に計算して一部負担金払戻金（被扶養者については家族療養費附加金）を支給（自動給付）していたところである。

このたび、平成26年2月診療分（5月以降給付分）から、一連の療養に係るものとして、医療機関及び調剤薬局の自己負担額を合算（以下「調剤合算」という。）して一部負担金払戻金等を支給することとした。

#### (1) 支給方法

自動給付（組合員の請求は不要）とする。ただし、医療機関が処方せんを交付した翌月に当該処方せんに基づき調剤薬局で薬を購入した場合は、組合員からの請求に基づき支給するので、医療機関及び調剤薬局に支払った自己負担額の領収書を準備の上、請求書類等について共済組合へ問い合わせること。

したがって、医療機関で処方せんを交付されときは、可能な限り同月中に調剤薬局で薬を購入すること。

(注) 人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全（特定疾病）に係る療養についても、従来は医療機関及び調剤薬局で支払った自己負担額合計が特定疾病に係る高額療養費の自己負担限度額を超えたときは、組合員からの請求によりその超えた額を給付していたが、平成26年2月診療分から自動給付とする。ただし、診療年月と調剤年月が異なるときは、従来どおり組合員からの請求により支給する。

#### (2) 支給例

組合員が、医療機関で医科自己負担額20,000円を支払った後、当該医療機関が発行した処方せんにより、調剤薬局で薬を購入して調剤自己負担額6,000円を支払った場合の一部負担金払戻金の支給例

|                  |  |
|------------------|--|
| 平成26年1月<br>診療分まで | 医科と調剤を別個に計算<br>医科 20,000円 - 20,000円（基礎控除額） → 支給額 0円<br>調剤 6,000円 - 20,000円（基礎控除額） → 支給額 0円 |
| 平成26年2月<br>診療分から | 医科と調剤を合算して計算<br>(20,000円 + 6,000円) - 25,000円（基礎控除額）<br>→ 支給額 1,000円                        |

(注) 1 一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の基礎控除額（自己負担限度額）は、平成26年2月診療分から25,000円へ引き上げた。

2 調剤合算により高額療養費が生じた場合は、一部負担金払戻金等と併せて支給する。

### 3 申請書等用紙の変更

育児休業手当金の給付割合の引上げ等に伴い、平成26年4月請求分から「育児休業手当金請求書（新規分・変更分・再取得分）〔整理番号20〕」の様式を変更したので、当支部のホームページ（ホームページアドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>）からダウンロードして取得すること。

なお、ホームページからの用紙取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

また、本通知が到達する前に、既に変更前の様式により育児休業手当金を請求している者については、変更後の用紙に読み替えて支給するので、再提出の必要はないこと。

問合せ先

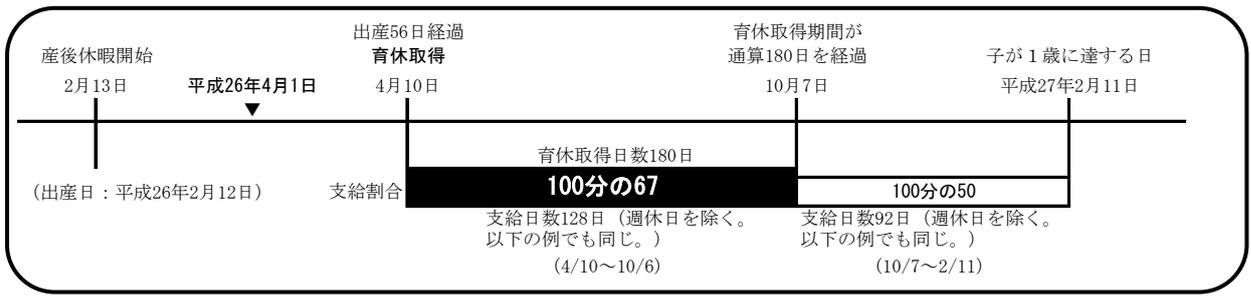
年金給付係 担当 若松・上之菌 (かみのその)

電話 099-286-5220

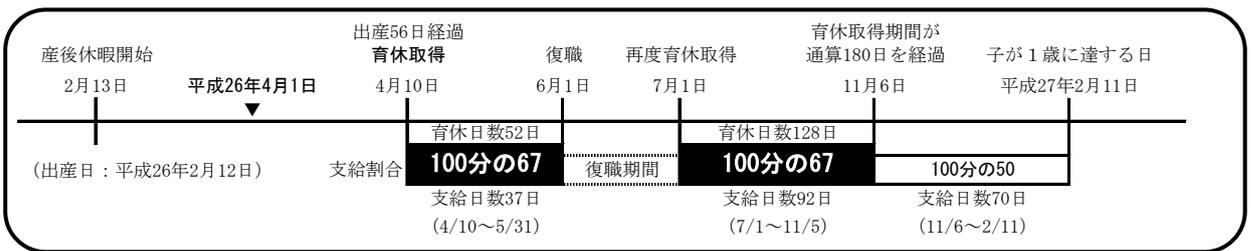
(別紙)

## 育児休業手当金の給付割合の適用例

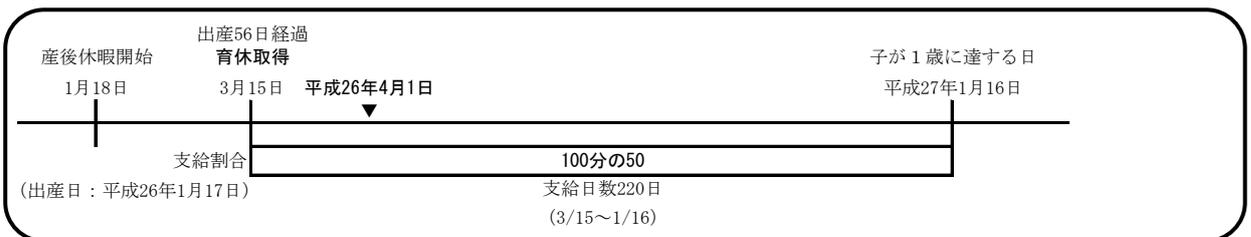
### ① 平成26年4月1日以降に育児休業を取得した場合



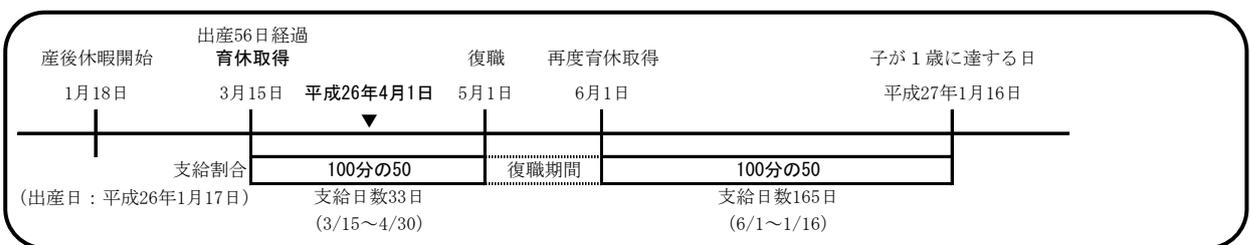
### ② 平成26年4月1日以降に育児休業を取得し、一度復職したのち、再度育児休業を取得した場合



### ③ 平成26年3月31日以前に育児休業を取得した場合



### ④ 平成26年3月31日以前に育児休業を取得し、一度復職したのち、再度育児休業を取得した場合



### ⑤ 母が平成26年3月31日以前に育児休業を取得し、父が平成26年4月1日以降に育児休業を取得した場合



※ 父母がともに育児休業を取得する場合は、育児休業の対象となる子が1歳2か月に達するまでの期間について、父親に対して育児休業期間1年を限度として育児休業手当金が支給される。